

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年8月26日（平成27年（行情）諮問第497号）

答申日：平成28年8月30日（平成28年度（行情）答申第268号）

事件名：特定労働基準監督署の事務室退庁簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署の事務室退庁簿 平成26年特定期間の分」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく「特定労働基準監督署の労働基準監督官全員の勤務時間の開始時間と終了時間を記録している文書 平成26年特定期間の分」に係る開示請求に対し、宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年4月24日付け宮労発総発0424第5号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書には、法5条4号及び6号柱書きに該当する部分はない。よって、該当するとして不開示の処分をしたのは不当な処分である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者は、平成27年2月22日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定労働基準監督署の労働基準監督官全員の勤務の開始時間と終了時間を記録している文書 平成26年特定期間の分」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁において、開示請求対象行政文書については保有していない旨、審査請求人に連絡し、意思を確認したところ、「特定労働基準監督署（以下「特定署」という。）の事務室退庁簿 平成26年特定期間の分」に補正された。

(3) 当該補正を踏まえ、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人が、

これを不服として、平成27年5月27日付けで審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条4号及び6号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、特定署において、当該特定署の事務室が設置されている合同庁舎の管理のため、夜間等の事務室に人気がなくなる時間帯における合同庁舎の保全・防災・防犯を目的として、事務室退庁時の施錠、消灯等の状況確認を記録している「事務室退庁簿」であり、①日付、②曜日、③最終退庁者、④退庁時刻、⑤各課最終確認の各項目が設けられている。

(2) 不開示情報該当性について

事務室退庁簿については、原処分において、④退庁時刻、⑤各課最終確認の各項目を不開示とした。

これらを公にした場合、部外者に、最終の退庁者となる職員の具体的な退庁時刻の傾向や保全・防災・防犯のための具体的な点検項目及び事務室に人気がなくなる具体的な時間帯等が推察されることとなる。

具体的な点検項目は、保全・防災・防犯上の弱点を明らかにすることにもつながり、また、最終の退庁者は、一定の時間は事務室に一人でいる場合も多いことから、特定の職員が業務上で生じたトラブルに起因して襲われる、あるいは所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後人気のなくなった事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなるなど、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれ、また、特定署が行う合同庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法5条4号及び6号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ただし、⑤各課最終確認の各項目名を記載した部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「対象となる文書には、法5条4号及び6号柱書きに該当する部分はない」と主張しているが、原処分における不開示情報該当性については、上記(2)で示したとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象行政文書については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条4号及び6号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年8月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月15日 審議
- ④ 平成28年7月28日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定労働基準監督署の労働基準監督官全員の勤務の開始時間と終了時間を記録している文書 平成26年特定期間の分」に係る文書の開示を求めるものである。

処分庁は、文書を特定するために審査請求人に対して確認を行った上で、「特定労働基準監督署の事務室退庁簿 平成26年特定期間の分」に補正を行い、本件対象文書を特定し、その一部について、法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示するとして、その余の部分については、法5条4号及び6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえて、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) ④退庁時刻について

諮問庁は、当該部分の不開示情報該当性について、上記第3の3(2)のとおり説明する。

そこで検討するに、当該部分を公にすると、最終の退庁者となる職員の具体的な退庁時間の傾向や事務室に人気なくなる具体的な時間等が推察されることとなると認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、最終の退庁者は、一定の時間は事務室に一人でいる場合も多いことから、特定の職員が業務上で生じたトラブルに起因して襲われるなど、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって、当該部分は、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) ⑤各課最終確認の各項目について

当該部分は、各課最終確認の各項目名を記載した部分、最終退庁者が点検する項目を記載した部分及び確認者名の記入欄からなる。

諮問庁は、上記第3の3(2)において、当該部分のうち、各課最終確認の各項目名を記載した部分を諮問に当たり開示すると説明しつつ、その余の部分について、具体的な点検項目は、保全・防災・防犯上の弱点を明らかにすることにもつながり、これを公にすると事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなるなど、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれ、また、特定署が行う合同庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

そこで検討するに、当該部分のうち、諮問庁が諮問に当たり開示するとした部分以外の部分には、退庁時に各課において確認する具体的な項目及び各課の最終退庁者となった職員の氏名(氏)が記載されており、これを公にすると退庁時の具体的な点検項目及び各課の最終退庁者である職員の氏名(氏)が明らかになると認められる。

そうすると、当該部分のうち、諮問庁が諮問に当たり開示するとした部分以外の部分を公にすると、庁舎における保全・防災・防犯上の弱点を明らかにすることにつながり、また、最終の退庁者は、一定の時間は事務室に一人でいることも多いことから、特定の職員が業務上で生じたトラブルに起因して襲われる、あるいは所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後人気のなくなった事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなるとの諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって、当該部分のうち、諮問庁が諮問に当たり開示するとした部分以外の部分は、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当すると認められ、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条4号及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子